

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 6 月 23 日

フローバル株式会社

代表取締役社長 小林 勇

問合せ先： 取締役総務部長 高瀬 博

06-6536-2680

U R L : <https://flobal.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主及びお客様など、ステークホルダーに対し、公正で健全、かつ透明な経営が実践できるよう経営体制の整備を継続しております。法令遵守につきましては、会社法、金融商品取引法を始めとした関連法令、また証券取引所の定める規則、基準等を遵守し、当社の企業情報を積極的に開示することが公開会社の責務であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岡田 吉高	245,680	53.79
岡田産業株式会社	163,000	35.68
岡田 令奈	25,000	5.47
多田 由里子	1,764	0.39
槌賀 陽子	1,755	0.38
フローバル従業員持株会	1,436	0.31
斉藤 辰男	1,000	0.22
株式会社浅井	1,000	0.22
合同会社 NRC	1,000	0.22
松山 克之	930	0.20

支配株主名	岡田 吉高
-------	-------

親会社名	—
------	---

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応致します。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要と致します。このような運用を行うことで関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名以内
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任しております。
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山元 博文	税理士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
山元 博文	—	—	長年にわたり税理士として会計及び税務全般について高度な専門知識と豊富な経験を有しており、客観的・中立的な立場から当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただきたく、社外取締役として招聘しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	あり
定款上の監査役の数	3名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は大会社ではないため会計監査人は設置しておりませんが、監査法人コスモスとの間で「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規程に基づく監査及び「金融商品取引法」第 193 条の 2 第 1 項に準じた監査を実施する契約を締結しております。 三様監査の観点から、内部監査課と監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、定期的に会議を開催し、各自が行った監査実施状況とその結果等の報告を受けるなど情報の共有を図り、意見交換を行っております。
--

社外監査役の選任状況	選任しております。
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平野 章夫	他の会社の出身者													
白 太成	公認会計士													
福本 洋一	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
平野 章夫	—	—	他の会社の監査役として豊富な経験及び経営に関する知見を有しており、幅広い知見に基づく助言・牽制を期待して、社外監査役として招聘しております。
白 太成	—	—	公認会計士として会計及び財務全般について高度な専門知識と豊富な経験を有しており、幅広い知見に基づく助言・牽制を期待して、社外監査役として招聘しております。
福本 洋一	—	—	弁護士として豊富な経験及び法務に関する知見を有しており、経営の透明性向上、監査機能の強化、コンプライアンス強化の役割を期待して、社外監査役として招聘しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	該当事項はありません。
---------------------------	-------------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、役員報酬及び監査役の報酬の総額をそれぞれ開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポートは主に総務部で行っております。取締役会の資料は、原則、事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保できるようにするとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

また、その他の重要な会議及び重要事項についても、必要に応じて資料の配布又は電子メール等を利用して事前説明等を行い、コミュニケーションを図ると同時に、社外取締役及び社外監査役の意思決定をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、透明性と公正性の高い経営を確立するために、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しており、その概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

当社の取締役会は、6名の取締役（うち社外取締役1名）で構成しております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

② 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、3名の社外監査役で構成しております。

監査役は、監査役会規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

なお、監査役3名からなる監査役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時監査役会が開催され、経営及び監査に関する重要事項等の共有化、意見交換等が行われています。

③ 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規程に基づく監査及び「金融商品取引法」第193条の2第1項に準じた監査を受けております。なお2024年3月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、杉江明俊氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名その他2名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

④ 内部監査

当社の内部監査は、社長直轄の内部監査課が主管部署として、業務を監査しております。各部の監査結果ならびに改善点につきましては、内部監査課長から、社長に対し報告書ならびに改善要望書を提出する体制をとっております。

⑤ リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、取締役、監査役、総務部長、経営企画室長で構成し、毎期年4回開催しております。各部門におけるコンプライアンス及びリスクマネジメントの問題点を把握し、その対策の具体化と実践状況を取締役会に対して報告を行っております。なお、不祥事発生等、その必要に応じて臨時リスク・コンプライアンス委員会を開催しております。また、事業活動におけるコンプライアンス意識の向上と法令遵守の徹底を維持するため、リスク予防・対応・再発防止等を目的にした全従業員対象の教育を実施しています。

(2) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。監査役会設置会社として、社外監査役3名を含めた監査体制が経営の監視機能と取締役の職務執行の監視の面で有効であると判断しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定であります。
IR に関する部署(担当者)の設置	総務部にて対応しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後の検討課題と認識しておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当会社の業務の適正を確保するための体制(以下、内部統制という)を整備しております。 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 ① 法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス規程」を制定し、当社グループの取締役及び使用人が、顧客・取引先、株主等に対し、この規程を行動の基本とすることを確認し遵守のうえ、コンプライアンス体制の確立と企業倫理の実践に努める。 ② 代表取締役社長の直轄組織とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会は、社内研修等を活用してその実効性を高めるとともに、内部監査課と共同して遵守状況をモニタリングするなど、当社グループを網羅的に横断するコンプライアンス体制を整備する。 ③ 当社グループの取締役及び使用人が、法令上疑義のある行為等について発見したときに直接情報提供を行う手段として、弁護士及び総務部を窓口とした内部通報制度を設置・運営するとともに、窓口担当者は、窓口により通報及び相談された事項に関し、コンプライアンス委員会に報告する。 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 ① 「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。 ② 代表取締役社長の直轄組織とするリスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。 ③ 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 ① 原則月1回の取締役会、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行う。 ② 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等により取締役の職務執行に関する権限及び責任を定める。また、必要に応じて見直しを行う。

- ③ 取締役会は、毎月、結果を評価し、担当取締役等に予算と実績の乖離の要因を分析させるとともに、効率化を阻害する要因を排除・低減するための改善策を実施させ、必要に応じて目標を修正する。また、各部門を管掌する取締役は、必要に応じて各部門が遂行すべき具体的な施策及び権限委譲を含めた効率的な業務執行体制を改善する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

- ① 当社の内部監査課は当社及び子会社各社の内部監査を実施する。
② 子会社の事業展開及び事業計画の進捗を把握・管理するために、当社が定める関係会社管理規程に基づき当社に事前の承認・報告する事項を定める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・評価・異動については、監査役の意見を尊重して行い、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとする。なお、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の業務を優先して従事するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要な職務執行等に係る報告を受けることができる。
② 取締役及び使用人は、監査役の出席する取締役会及び経営会議において事業及び財務の状況等の報告を定例的に行う。
③ 内部監査課は、監査役に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。
④ 当社グループの取締役及び使用人は、法令上疑義のある行為、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、リスク管理に関する重要な事項、その他コンプライアンス上重要な事項が発生した場合には速やかに監査役に報告する。
⑤ 当社は、内部通報制度規程の定めにより、内部通報を行ったこと又は当社の監査役へ報告を行ったことを理由として、不利な扱いを受けないことを規定し、社内に周知徹底を図る。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他監査費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合には、当該請求に係る費用または債務等が監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
② 監査役は、定期的に監査法人および内部監査課と連携をとり、監査役監査を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、公共の信頼を継続的に維持し、当社グループの社会的責任を果たす観点からも必要かつ重要と認識しています。

また、当社グループが反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関わりを一切持たないようにすることを目的としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え「反社会的勢力対応規程」を制定することにより、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。さらに、大阪府企業防衛連合協議会の賛助会員になることで情報交換を密にし、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行っております。

V. その他

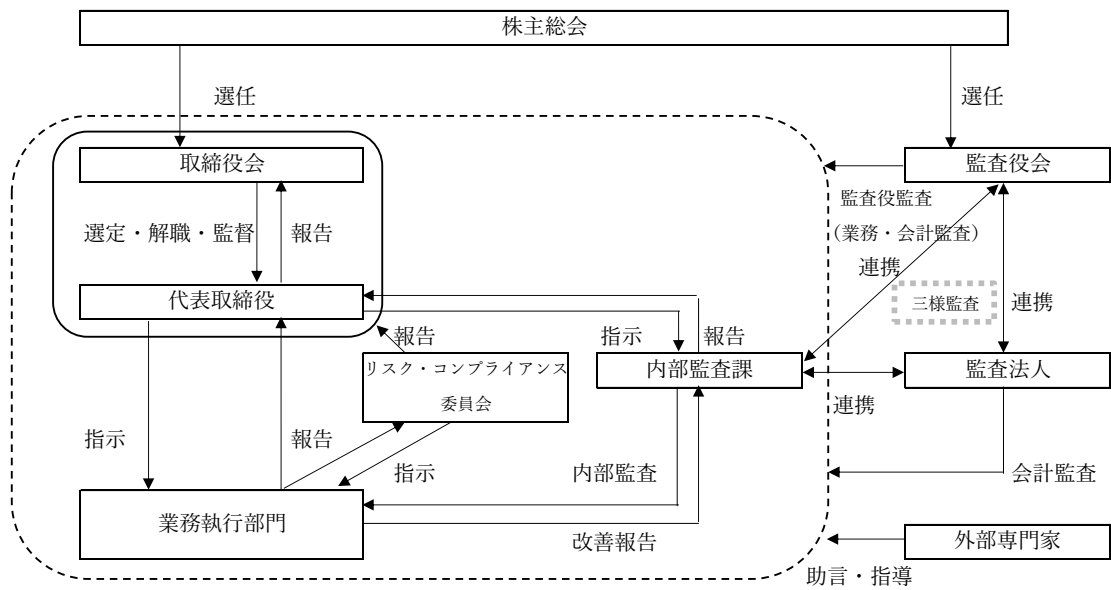
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

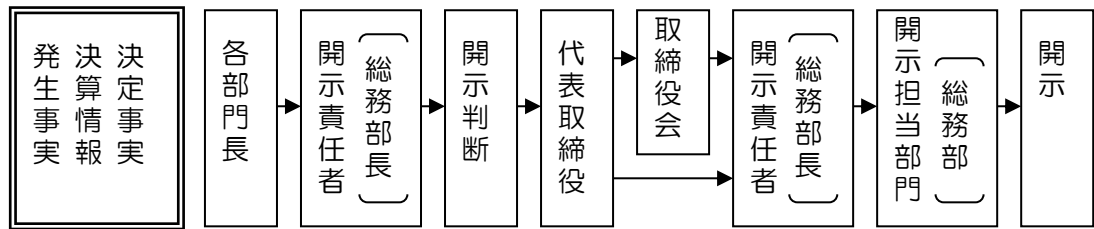
当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。

【模式図】



【適時開示体制の概要（模式図）】

当社の適時開示体制の模式図は、次のとおりです。



以上